
件名： 第2回養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会 議事要旨
日時： 2005年11月4日 13:30～16:30
場所： 航空会館 504号会議室

挨拶

農水省 A：この事業の趣旨は、同一品目において大きく異なったシステムが乱立することないよう、ある一定の標準的な情報伝達内容等を定めることにある。幅広い立場の傘下により、養殖魚のトレーサビリティシステムのガイドライン作りに取り組むことができており、喜ばしい。活発なご議論をお願いしたい。

審議

第1章 はじめに

事務局 A：(資料1「1 はじめに(1ページから)」を説明)

* 「仕入れ」「受領」について

委員 A：「仕入れ」という言葉を「受領」と改めた含意は何か。

事務局 A：輸送業者等にとっては、「仕入れ」という表現が当てはまらないので、「受領」という表現で統一した。

* 「小売向け取引単位」の表現について

委員 A：「小売向け取引単位」とは何か。例えばパックに入っている刺身の形を想像すればよいのか。

事務局 A：はい。最終的に消費者が買うことを意図してつくったもの、という意味である。

委員 A：もう少し言葉を検討した方がいい。

委員 B：非常にわかりづらい表現であり、議論が必要である。

次回委員会に向けた結論

・「小売向け取引単位」「非小売向け取引単位」について、もっと適切な言葉を提案する。

* 「加工」の定義について

オブザーバー：食品衛生法の考え方では、「製造」というのは、あるものに工作を加え別なものに変化させることを指す。「加工」についてはあるものに工作を加えても形態を変化させるだけで、そのものの本質を変化させないことを指す。保存というのは、あるものの現在の状態が時間的経過によって自然に変化することを指す。

9ページの議題については、「保存」に該当するのではないかと考えられる。

委員 A：トレーサビリティシステムということから考えると、加工の場合は記録が必須にな

る、移動や保存についてはある程度選択ができる、という位置づけにしてはどうかということか。

事務局 A：どの業務を加工と定義するかによって、その業務を行う業者に求める要件が変わってくるために、「加工」の定義が必要である。

委員 C：加工業者という言い方ではなく、「加工機能を果たす業者」という言い方をすればよいのではないか。質が変わる段階が重要であり、その段階では必ず記録してください、という風にすればよいのではないか。その上で、記録すべきことを議論する必要がある。

委員 A：加工業者として記録しなければならない事項が載っているというよりも、加工機能ごとに要件を分けたほうがいいのではないかと、という趣旨でよろしいでしょうか。

委員 C：そうですね。あとの方の議論になるかと思ってまだ申し上げていなかったのですが、業者さんごとに様式を決めるというよりも、機能を果たされた方ごとに記録要件を決められたらいいのではないかと思います。

例えば私どもが加工して切り身にしたものを、他の事業者が冷凍したら、それは全く別のものになります。従って、これを記録していただかないと意味がないと言えるかと思えます。

委員 D：産地表示の基準において「加工」の定義が議論されてきた経緯がある。このガイドラインの中で、カットしただけのものでも加工と呼ぼうとするのはおかしいのではないかと。表示のルールの問題は別に考えても、消費者がトレースしたときに、加工が何であるか、という問題が起こってくる。農産物・水産物の間にずれがあると、ということなのかという疑問が起こるのではないかと。

事務局 A：消費者に情報を開示する際は、どういう加工なのかを言葉に置き換えて開示するよう、ガイドラインに盛り込むようにしたい。

委員 E：一匹の魚から刺身や切り身を作る場合、これは加工ではなくて「小分け」と呼ぶべきではないか。「小分け」について定義してはどうか。

事務局 A：「小分け」については、10個ある荷物を6つと4つに分けると「小分け」と、一尾の魚を三枚におろす、という場合の「小分け」との区別が必要である。

委員 E：小売向け取引単位との関連の中で、小分けという言葉の定義を示すべきだと思う。

委員 A：3ページに「加工業者」について「食品加工メーカーを除く」とあるが、例えば蒲焼にする業者は含まないということになるのか。

事務局 A：この「加工業者」は、フィレにカットするといった業者を指す。食品加工メーカーの意味というのは、加熱・調味・混合といったものを行っている事業者を指す。この点は書き加える。

次回委員会に向けた結論

- ・加工機能の性質に応じて、「小分け」等の言葉で使い分け、それぞれについて記録事項の要件を示すように改める。

* 「種苗」という表現について

委員 F：種苗という言葉は農産物をイメージさせやすく、消費者には理解しにくい。「種苗」の定義の中で、「稚魚」という言葉の扱いを明らかにする必要がある。

委員 E：種苗という表現を取り上げたのは、中間種苗に相当する「中間稚魚」という言葉がないからである。

事務局 A：「人工種苗」、「天然種苗」という言葉もある。

委員 F：意味合いはよくわかる。しかし、消費者や一般の方に理解してもらうことを考えると、稚魚という表現に変える時期に来ているのではないか。稚魚と種苗を同列記載してもらいたいと思う。

事務局 A：確かに、消費者に情報を開示していくときに、「種苗は です」と書くよりも、「稚魚は です」と記載したほうがいい。一応ガイドラインの中では種苗で統一し、稚魚と明記することもできる、という風にさせていただきたい。

委員 B：最終的に、一般の消費者の方に対して情報を開示することが最終目的であるのならば、言葉をもう少し分かり易くするべきだ。

委員 G：現場サイドとしては、どちらかという種苗という表現でお願いしたい。

委員 A：表示をしたり、何か問い合わせがあって直接に説明したりする場合には、稚魚という表現を採用することを十分に考慮すべきである。しかし、すでに業界で定着している用語を抜本的に変えることは非常に難しく、場合分けをする必要がある。

次回委員会に向けた結論

- ・ 稚魚と種苗の両方を定義する。ガイドライン本文では「種苗」を用いる。消費者向けの説明では「稚魚」を用いることを勧める。

* 一部の段階での取り組みについて（1 - 2(3)）

委員 C：フードチェーンの一部の段階で適用したのものについても、ガイドライン準拠を謳った営業を行うことができる、とある。一部にしか適応していないものについてまで認めては、トレーサビリティシステムの本質から離れてしまうのではないか。

委員 A：全体がつながったときにだけ表示ができるという決まりがあったほうがいい。

事務局 A：「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」における「食品のトレーサビリティ」の定義は、「生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること」となっている。1段階だけではなく、少なくとも複数の段階で取り組んでいるものをトレーサビリティと呼ぶことになる。

一方、CODEX 委員会の決定¹や、それを採用した ISO/CD22005 の中の、トレーサビリティの定義では、「段階」が stage(s)となっている。つまり、ひとつのステージでもいいし、複数のステージでもいい。先日の「ユビキタスシステム開発検討委

¹ Codex 委員会の一般原則部会が 2004 年 5 月に決定したもの。traceability の定義を以下の通りとした。the ability to follow the movement of a food through specified stage(s) of production, processing and distribution.

員会」の会議で、日本でもこの定義に近づけるべきとの方向が示された。

農水省 A：農林水産省においても、Codex 委員会の定義を受けて、検討している最中である。まだ（国内で）オーソライズされていないが、今後に対応していかなければならない。ただ、農林水産省の政策として、チェーントレーサビリティの普及を促すことに変わりはない。

委員 A：範囲が特定されないと、チェーントレーサビリティを確保していると消費者の方に混同されてしまう。チェーン全体でつながっているのか、あるいは特定の範囲だけなのかをどこかに明記しなければ、混乱がおきるのではないか。

委員 C：少なくとも、表示については範囲が分かるようにしなければならないだろう。

委員 B：末端の一般消費者の方は、トレースができていた場合、チェーンでできているものと、当然解釈されると思う。一部でも切れていれば、遡及できないから。きちんとチェーンでできていることを明確に言えなければ、意味を成さない。

事務局 A：この「トレーサビリティ」の定義や表示については、養殖魚だけでなく、食品全般に関わる問題である。今後開催される委員会の検討に注目する必要がある。

4 ページの(3)では、消費者に対して、トレーサビリティを商品に表示するのは、チェーン全体で取り組んでいるものみに限定するべきであると述べている。ただチェーンで取り組んでいない場合でも、取り組んでいる段階の範囲や品目を明確にすれば、「トレーサビリティ」という言葉を商談などの事業者同士の交渉に使っていただけ、としている。

事務局 B：ISO がなぜ、段階ごとの取り組みでもトレーサビリティと認めるようになったのか、背景をよく整理して、日本で作るガイドラインが ISO に準拠するならば、それはなぜなのかということをはっきりさせなければならない。

委員 A：表示に載せる場合と、事業者が取引条件とする場合の峻別は重要である。消費者から見たときに混乱が起きるようなシステムでは信頼が損なわれてしまうので、注意が必要である。

次回委員会に向けた結論

- ・消費者に対する「トレーサビリティ」表示の要件を、加筆して明確にする。
- ・食品全般に関わる他の委員会の議論を踏まえらるよう、随時報告する。

* 飼料と薬品の扱いについて

委員 B：養殖魚のトレーサビリティという観点からすれば、飼料や薬品は必ず関わってくる部分である。これを望ましいとしていくか、必要としていくかで、扱い方が随分変わってくる。

我々末端からすると、どういった薬品を使っているのかは、販売する立場としても非常に知りたいところである。ただ、一般の消費者に開示しようとする、情報の量が膨大になる。我々が、そこまで本当に議論していくべきなのか、ここは大きな問題になる。

事務局 A：種苗と薬品と飼料については、記録が必須だという考え方で、原案を作成した。

次回委員会に向けた結論

- ・「5 各段階における記録項目」の「5 - 1 生産」において、次回検討する。

第2章 目的と対象範囲の設定

事務局 A：(資料1「2 目的と対象範囲の設定(10ページから)」を説明)

* 「(2)産地等の表示の信頼性確保」～「法令順守・契約遵守の検証」について

委員 A：「産地等の表示の信頼性確保」でなく、「(2) 法令順守・契約遵守の検証」としたのでは、表示とロットの関係が重要であることを見えにくくしてしまうのではないか。
農水省 A：JAS 法で品質表示基準等を定めており、「表示の信頼性確保」というのは入れておいていただきたい。

農水省 B：できれば、「表示の信頼性確保」という表現でお願いしたい。

委員 E：薬剤の使用というのはどちらかというと、「(1)安全性管理の支援」に含まれる。産地表示は独立した項目として扱うべきではないか。そういった意味で、(2)では、法令順守と大きく謳っているが、元に戻すのがよい。

事務局 A：契約遵守の検証という目的についてはどうか。

委員 A：規格の遵守に焦点を当てる方が分かり易いのではないか。法令の遵守をモニタリングするようなことを強調するのは、トレーサビリティの本来の目的からずれているのではないかと思う。

委員 C：トレーサビリティシステムの目的としては、確かに、産地への信頼性の問題と、フードチェーンの中での信頼性の確保という、2つがあると思う。この2つを明記していただきたい。

委員 D：消費者は産地の信頼性確保ということに非常に興味を持っている。(2)の部分に『産地等』と入れてほしい。

事務局 A：事務局側で、本文に産地表示のことも強調して認識していただけるような折衷案を作らせていただきたい。

次回委員会に向けた結論

- ・「(2) 表示の信頼性の確保」とする。本文の中で、産地表示のことを強調する。
- ・「薬剤使用の法令遵守の検証」の目的については、「(1) 安全性管理の支援」に入れ込む。

* 「(3) 商品価値の向上(ブランド化)の支援」について

委員 F：トレーサビリティの導入を、販売促進を目的としたものにしようとしている印象がある。取引ごとの契約遵守まで、消費者は求めていないのではないか。消費者としては、問題が起こった場合に検証、トレースができればよく、ブランド化をトレーサビリティの重要な目的のひとつとして扱う必要はないのではないか。

また「法令順守」を大きく示すと、生産者が遵守していないとの誤解を招く。

委員 A：ブランド化などはいわば基本事項の上に乗っかっている事業活動なので、基礎的な部分をまず強調して、それに続く形で、それを踏まえればどのようなメリットがあるかについて述べるようにしたらよいのではないか。

委員 G：品質の向上、商品価値の向上というのは、常に意識しなければならないことであり、トレーサビリティの目的として大きく謳う必要はない。

委員 H：ブランド化というのは、産地の作り方であり、産地の思いとかこだわりとか、そういったものがあって差別化ができ、ブランドになる。

事務局 A：養殖魚の場合は、小売段階等で加工・包装されるので、小売業者等の協力がどうしても必要になる。

委員 B：ブランド化という言葉を外したらどうか。

委員 E：ブランド化が成功した時に、ブランド品の信頼を確保する手段としてトレーサビリティシステムが使える。

委員 B：そうなると、ブランドの定義をしないといけない。トレーサビリティが確保されていることで、お客様の信頼を得て商品価値が向上する、そのための支援であるということに留めた方がいい。

委員 G：このガイドラインが出来て産地の人を読んだ時に、「トレーサビリティを導入することでブランドになる」と勘違いするのではないか。

次回委員会に向けた結論

- ・(3)の表題から「ブランド化」という言葉を外す。
- ・トレーサビリティ自体がブランド化に資するものではなく、ブランド品の信頼を確保する手段になる、ということ本文に加筆する。

第3章 識別

事務局 A：(資料1「3 識別(14ページから)」について説明)

*「3-1(1) 識別単位の設定」について

委員 A：「物流単位」をわざわざ示すのは、tracefishとの関連を重視したためか。

事務局 A：パレットに積んだものを一つの単位として扱うことを可能にするためである。

委員 C：ここでは、産地側で『生簀 1台』とかかなり具体的な話が出ているが、私は取引単位的なもので出荷時点の製品形態レベルでフードチェーン上のトレースとして管理していくというイメージがある。ここの記述は違和感がある。

行き先別にトラックが走るのだから、いくつかの産地のものが一緒に載る。その度に、情報の単位の付き方は全然違う。

活魚車から下ろす時は、お客さんが注文した本数を下ろすので、二槽に跨ることもある。このように、トラックや生簀、船などの容器の単位を識別単位にするのは困難が伴う。

委員 E：飼育段階の情報をどこまで遡るかという時に、薬や餌まで含めてということであれ

ば、生産段階では生簀単位になると思う。

委員 C：途中の情報のハンドリングが難しい。

次回委員会に向けた結論

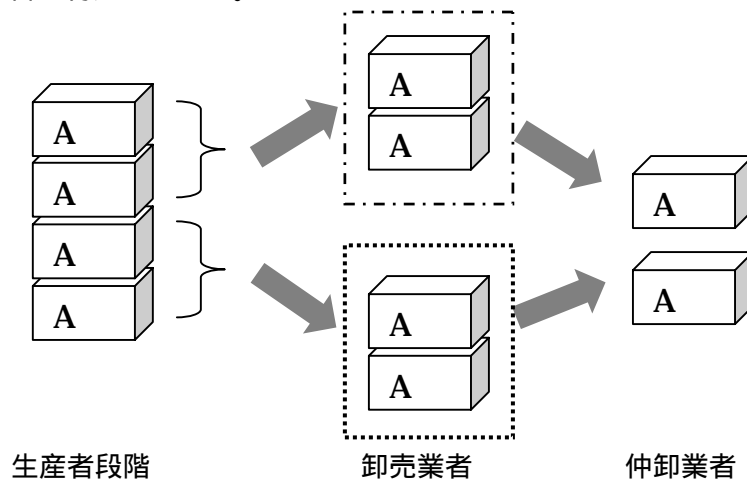
・履歴情報は、あくまでも取引単位ごとに記録されます。物流単位は、複数の取引単位を束ねるものであり、取引単位に紐付いた情報を混合させるわけではありません。このことがわかるよう、説明を加え、改める。

* 「3 - 1 (2) 識別記号を与える事業者」

委員 I：産地から出す時は、予想でトラックに積む。築地にいづく、名古屋にいづく、と積んで走っている途中で（どこにどれだけ売なのか）決まることがよくある。

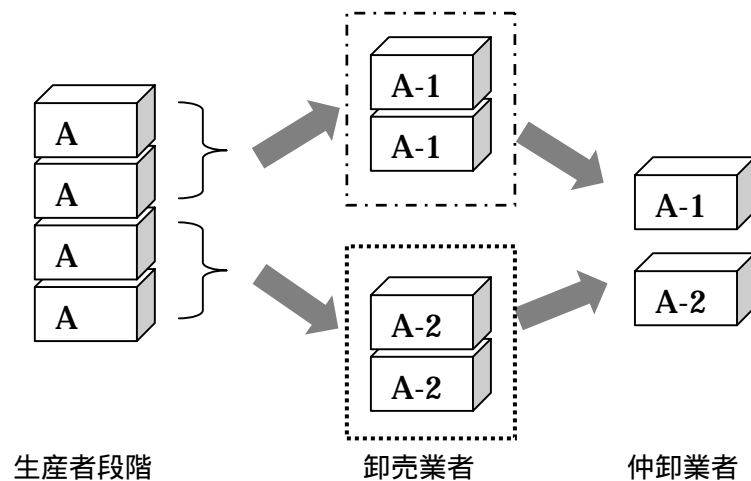
委員 G：一つの解決策として、原魚の場合、生産者番号が付けばいいと思う。フィレなどの加工品の場合は、重量などを印字するバーコードを貼るので、識別記号を付けることは容易である。

事務局 A：確かに、魚函に与えた生産者番号がある限りは、生産者への遡及は出来ると思う。しかし問題は、流通段階の履歴の紐付けである。産地段階で複数の卸売業者に分荷されたとする。仲卸の段階で、複数の卸売業者から仕入れた箱が同じ産地のものだった場合、卸売段階の履歴が分からなくなる（図）。また、生産者番号だけでは、出荷した日を特定できない。



委員 E：生産段階で起こった問題については、生産者番号を記す方法でトレースできるが、卸売業者の段階で問題が起こった場合、特定が出来なくなってしまう。中間段階がトレース出来ないといけないと思う。

事務局 A：確かに、産地の段階で販売先別の識別記号を付けて（トラックに）載せるというのは難しい。次善の策として、卸売業者や輸送業者が市場等へ下ろす時に、枝番号を付ければ、中間段階を把握することが出来る（次頁図）。



委員 B：実現できるのか。

委員 H：(枝番号を付ける等のことをしなくても) 卸売業者は売り先まで全部記録しており、遡ることができるようになっている。

委員 B：生産者側で行き先別に識別記号を全部入れていくというのは難しい。(荷物を) 下ろした所で荷受 (卸売業者) が番号を全部控えて管理出来れば出来るかもしれないが、そこまでやれるのか。また、仲卸や小売に行く時に、荷受側で伝票番号は全部付けるかもしれないが、(現物の識別記号の) 何番がどこに売ったかは分からない。

委員 A：資料 1 補足の 2 ページでも書いてあるように、生産段階でチェーン全体で利用する識別番号をつける場合と、次々に識別番号が組み替えられ場合が例示されている。前者は、生産者の負担が大きく、また取引ごとに全部スキャンする機器が整っている必要がある。

委員 I：ある程度、大きなところは出来ると思うが、零細な地区が出してくる場合、そういうことが可能なかどうかと思う。

それから、養殖魚の場合は、活魚のまま市場に行くことがある。生きたまま市場に運んで市場で〆て、箱に入れたりそのまま仲卸さんに渡したりするので、その場合、どこで識別記号を貼るかという問題がある。

事務局 A：活魚については、水槽から水揚げして〆て魚函に詰めるときに、魚函の識別記号を付けたうえで、どの区画のものをインプットして魚函をアウトプットしたかを関連付けて記録するということになる。

委員 B：生産者の大小にかかわらず、そういう業務は出来るのか。ガイドラインが出来て、これでやろうといった時に、全ての生産者が賛同できるものにしたい。本当に実現するためにはどうすればいいかという議論が必要なのではないか。

* 「 3 - 2 (2) 識別記号の構成 」

委員 F：貝類のガイドラインでは、原料から製品に変わっていく時に一貫した記号がない。次から次へと識別記号が変わっては、作業が面倒だと思う。養殖魚の場合は、生産現場で、業者固有の番号が小売の末端までいけるのがよい。

事務局 A：産地で魚函 1 つ 1 つに固有の識別記号を打つなら、識別記号を変える必要はない。

委員 F：例えば、生産者番号が 3 桁あるとして、次の段階にいった時に生産者番号の次の空

欄に印を入れる、次に渡ったらまた印を入れていく。

経営者の総背番号制にするのかはともかく、生産者のロット番号としては同じでよいと思う。生産者としては、統一できるし、していかなければならないと思う。

委員 G：産地の方ばかり負担がきているように思う。だから、産地はラベルを作って生産者識別記号まで作るといった時、卸や仲卸の段階で受け取ったものを識別するというように、段階ごとに出来ることをやってチェーンとしてつなげるのも一つの方法だ。

事務局 A：産地を一意に識別できる記号を付けた場合は、卸や仲卸の段階で一つ一つ読み取る作業が発生する。まとめて一つの同一の記号をつけた場合は、卸や仲卸の段階で識別記号を書き加える作業が発生する。このように、産地だけ生産者だけを特定できればいいということではなく、流通段階の履歴も必要なら、卸や仲卸にも協力いただくことになる。

委員 H：そうは言っても産地が一番問題である。仲卸に伝達する情報をデータ化する場合には、産地に一箱ずつラベルを貼ってもらい、こちらで読み取るということになる。

委員 E：ガイドラインで決められるのは、トレースをするためにどういう方法があるのか、また各段階でどのような体制をとることが必要か明確にしておいて、そこから先はやる方の選択にするという形になると思う。

委員 B：案はいっぱい出して、そこから絞っていく方がいい。

次回委員会に向けた結論

・「3 識別」全般について、現場の実態等を踏まえ、なるべく多くのアイデアを示した上で、改めて検討する。

第4章 記録とその保管

事務局 A：(資料1「4 記録とその保管(17ページから)」を説明)

* 流通パターンにおける各事業者の記録について

委員 A：「4 - 2(3) 中間業者がシステムに傘下していない場合」は、輸送業者のことが。

事務局 A：はい。それに加え、卸売業者が仕入れる単位と売る単位が全く同じで、決済するだけという場合も想定している。

* 流通過程での混合の可能性

委員 D：生産者から卸の間で、小さい生産者の場合、複数の生簀の魚が混ざるということはあるのか。

委員 G：生産者が混ざるということはない。トラックに積む時も、生産者を分けて載せている。活魚の場合もほとんど、AさんとBさんが同じ水槽に入るということはない。生簀が小分けしてある。

第 5 章 各段階における記録項目

事務局 A : (資料 1 「 5 各段階における記録項目 (20 ページから) 6 システムの運用 (28 ページから) 」を説明。 4 ~ 5 章の検討は、メールおよび次回に持ち越し)

閉会

次回日程について

1 月に 1 回 (9 日の週、あるいは 16 日の週) 2 月に 1 回を目処とする。

以上